

仕様書

1 件名

世田谷版地域包括ケア 10 年振り返り冊子企画制作業務委託

2 履行期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 目的

世田谷区では、地域包括ケアの推進に取り組み、令和 7 年度（2025 年度）に事業開始から 10 年の節目を迎えた。本事業は、取組開始から現在に至るまでの 10 年間の歩みを振り返るとともに、その成果及び課題を整理し、今後の地域づくりについて区民とともに考えるきっかけとすることを目的としている。

また、本事業を通じて、地域包括ケアの考え方や仕組みに対する理解の促進と行政や専門職に限らず、区民一人ひとりが地域を支える主体であるという意識の醸成を図ることを目指す。

こうした目的を達成するため、本冊子は、全ての区民を対象とすることを基本としつつ、特に、地域や暮らしとの関わりが広がる 40～50 代を中心とした世代や、今後の地域づくりの担い手となる若年層に対しても、地域包括ケアの取組を身近なものとして理解してもらうことを重視する。

あわせて、地域包括ケアを支える多様なサービスや相談先についての認知及び理解を促進し、区民が自身や身近な人の状況に応じて、必要な支援につながり、適切に利用・活用できるよう促すことを目指す。

そこで、本事業の趣旨を的確に捉え、広く区民に向けて親しみやすく効果的な情報発信ができる事業者に、「世田谷版地域包括ケア 10 年振り返り冊子」の企画・制作業務を委託する。

4 業務概要

受託者は、以下の業務を一体的に行うものとする。

- (1) 冊子全体のコンセプト企画及び構成案の作成
- (2) 掲載コンテンツの企画・取材・原稿作成
- (3) 編集・デザイン・構成
- (4) 印刷・製本
- (5) 成果物の納品

5 基本方針

- (1) 本冊子は、福祉分野に高い関心や専門的知識を有する者のみを対象とするものではなく、幅広い世代の区民に向け、地域包括ケアを「自分事」として捉えるきっかけとなるものとする。
- (2) 制度説明に終始するのではなく、親しみやすさ・分かりやすさ・読みやすさに十分配慮した編集としつつも、公的刊行物として適切なものとする。
- (3) 取組みの成果及び課題については、世田谷区地域保健医療福祉総合計画の中間見直しの内容及び世田谷版地域包括ケア10年振り返り中間まとめ及び報告書と整合性を図る。

6 冊子の仕様

- (1) 規格 A 5 判又はそれに準ずるもの
- (2) ページ数 概ね 3 2 ページ程度
- (3) 色数 フルカラー
- (4) 印刷部数 2 0, 0 0 0 部 (予定)
- (5) 製本方法 一般的な雑誌又はムック本を想定した製本方法とし、冊子としての読みやすさ及び完成度に配慮した提案とすること。

7 コンテンツに関する事項

(1) 必須掲載内容

以下の内容を必ず盛り込むこと

- ①世田谷版地域包括ケアの概要
制度の成り立ち、背景、基本理念
世田谷区における特徴（地区展開・相談体制等）
- ②これまでの10年間の取組みの振り返り
取組み開始時の課題意識
主な施策や転換の変遷
取組みの積み重ねが分かる構成とすること
- ③区民の生活に身近な取組・地区における実践事例
地区展開の中で実施されている区民の生活に資する取組の紹介
地域包括ケアを支える多様な分野の取組を幅広く取り上げること
- ④成果及び課題の整理
定量・定性的な成果の整理
今後に向けて見えてきた課題や論点

⑤今後に向けた視点・メッセージ

行政だけでなく、区民・地域全体で支え合う必要性が伝わる内容

(2) 編集方針

①専門用語の仕様は必要最小限とし、使用する場合は適切な補足説明を行うこと。

②図表・イラスト等を効果的に用い、視覚的にも理解しやすい構成とすること。

③雑誌的な編集手法を取り入れるなど、読み手の関心を喚起する工夫を行うこと

(3) 表紙及びデザイン

①若年層を含め、幅広い世代が手に取りやすい表紙デザインとすること

②福祉分野特有の堅さを軽減しつつ、公的刊行物として適切な表現とすること

③全体を通して統一感のあるデザインとすること

8 自由提案事項

受託者の専門性や編集力を活かし、以下の観点から自由な提案を行うこと。

(1) 読者の理解を深めるための独自の構成・表現手法

(2) 地域包括ケアや相談支援を身近に感じさせる工夫

(3) 世田谷区の特長や強みが効果的に伝わるコンテンツ案

9 進行管理及び区との協議

(1) 受託者は、契約締結後速やかに区と協議を行い、合意の上で納品までのスケジュールを作成し、区に提出すること。なお、合意の上でスケジュールに変更が生じた場合には、変更後のスケジュールを作成し、区に提出すること。

(2) 本業務の遂行に当たり、月に1～2回程度、区との定期的な打ち合わせを行うこと。

(3) 受託者は、区と十分な協議を行いながら業務を進めること。

(4) 原稿、デザイン等の成果物については、区の確認を経て確定すること。

10 成果物

名称	形式	部数	納期	納品場所
完成した冊子	印刷文書	20,000部	令和9年3月31日 まで	別途区より 指示する
完成した冊子の電子データ (区のホームページ上で公開できるもの とすること)	電子データ	1部	令和9年3月31日 まで	別途区より 指示する

11 知的財産権

- (1) 本業務により作成された冊子、原稿、図版、デザイン、イラスト、写真その他の成果物に係る著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、受託者に帰属するものとする。
- (2) ただし、区は、区の広報、啓発、施策推進及びこれらに関連する目的のために、当該成果物を無償で利用、複製、編集、改変、公表することができるものとする。
- (3) また、受託者は、区及び区が指定する第三者に対し、当該成果物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

12 秘密保持及び受託情報の取り扱い

- (1) 受託者は、委託業務の履行に際して知り得た情報を、委託業務以外に使用しないこと。また、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、区より受領したデータ及び資料・ゲラ等を第三者に転写、閲覧、貸し出し等を行わないこと。
- (3) 受託者は、委託業務完了後は、区の指示により保管するものを除き、区より受領したデータ及び作成したメモ・ゲラ等の記録を焼却及び裁断等、使用不能な方法により処分すること。
- (4) 受託者は、本業務の履行に当たり、世田谷区セキュリティポリシーを遵守するとともに、情報の適切な管理及び漏えい防止に十分配慮すること。

13 支払方法

検査合格後、請求に基づき一括払いとする。

14 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、区と受託者が協議のうえ、誠意をもって対応するものとする。
- (2) 本業務の履行に当たり、関係法令及び区の関係規程を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務を第三者に再委託する場合は、あらかじめ区の承認を得るものとする。

15 本件担当

保健福祉政策部保健福祉政策課保健福祉計画

電話 03-5432-2427